

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 3 条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第 3 条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 151 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和 5 年秋開始接種の実施方法に、以下の方法を加えること。

- ・ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和 5 年 8 月 2 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の承認を受けたものであって、MAFB-7256a を含むものに限る。）を初回接種の終了後 3 月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

以上

○厚生労働省令第百五十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月四日

厚生労働大臣 武見 敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）附則第二項において「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

表のよう

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年秋開始接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年秋開始接種(次項において「令和五年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第一号に掲げる方法については十二歳以上である者に対して当該予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限り)により行うものとする。</p> <p>一 〇・六ミリリットルとする方法</p> <p>七 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和五年八月二日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、MAB B17256aを含むものに限る。)を初回接種の終了後三月以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則 (新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和五年秋開始接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和五年秋開始接種(次項において「令和五年秋開始接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法(第一号に掲げる方法については十二歳以上である者に対して当該予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限り)により行うものとする。</p> <p>一 〇・六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

附則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)

2

この省令の施行の日前に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百十号)による改正前の旧予防接種実施規則(以下この項において「改正前旧予防接種実施規則」という。)附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種又は改正前旧予防接種実施規則附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種を受けた者に対して行うこの省令による改正後の旧予防接種実施規則附則第八条第一項に規定する令和五年秋開始接種における同項の規定の適用については、同項第七号中「初回接種」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百十号)による改正前の附則第八条第一項に規定する令和四年秋開始接種又は同令による改正前の附則第九条第一項に規定する令和五年春開始接種のうち、被接種者が最後に受けたもの」とする。